

平成 29 年 4 月 21 日

島根県「核燃料税」の変更

島根県から協議のあった法定外普通税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

変更後の島根県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	島根県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉（原子炉等規制法に規定する認可を受けた廃止措置計画に係るものは除く。）への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う <u>運転及び廃止に係る事業</u>
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5（発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合は100分の17） ②出力割： <u>40,600円／千kW／課税期間（3か月）</u> 発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は <u>63,000円／千kW／課税期間（3か月）</u>
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）1,139百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.4百万円
課税を行う期間	5年間（平成27年4月1日から平成32年3月31日まで）

※ 下線部が変更箇所を示す。

- ・平成29年3月15日 島根県議会にて改正条例案可決
- ・平成29年3月15日 総務大臣協議
- ・平成29年4月21日 総務大臣同意
- ・平成29年4月24日 改正条例施行（予定）